

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
第三者販売	<p>(第31条) 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売を行う場合には、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり売又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、この限りでない。</p>	<p>(第17条) 条例第31条第1項の規定による報告は、毎月10日までに前月中に卸売をした物品について、別記第13号様式による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書によってしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の実態を把握するため。</li> <li>・ せり売又は入札による卸売を円滑に行うため。</li> </ul>
商物分離取引	<p>(第32条) 卸売業者は、市場における卸売の業務について、当該市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外の場所に搬入して卸売をする場合、当該生鮮食料品等の保管場所について、規則で定めるところにより、知事の指定を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(第18条) 条例第32条第1項の規定による報告は、毎月10日までに前月中に卸売をした物品（市場外保管場所においてしたものを除く。）について別記第14号様式による卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書によってしなければならない。</p> <p>2 条例第32条第2項の規定による指定の申出は、次に掲げる事項を記載した別記第15号様式による市場外保管場所の指定申出書に、その場所の位置並びにその場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて、知事に申出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 申出者の名称</li> <li>二 その場所の所在地及びその場所にある施設の名称</li> <li>三 その場所の使用面積又は収容能力</li> <li>四 その場所に置く生鮮食料品等の種類</li> </ol> <p>(第19条) 条例第32条第3項の規定による届出は、別記第16号様式による市場外保管場所の指定解除届出書によってしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の実態を把握するため。</li> </ul>
仲卸業者の直荷引き	<p>(第36条) 仲卸業者は、仲卸の業務を行う市場内において、当該市場の取扱品目に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>	<p>(第25条) 条例第36条の規定による報告は、毎月10日までに前月中に販売した物品について、別記第33号様式又は第34号様式による買入れ物品販売実績報告書によってしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の実態を把握するため。</li> </ul>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
<p>売買取引の結果等の知事への報告</p>	<p>(第33条) 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、価格その他の売買取引の結果等を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(第20条) 条例第33条の規定による報告は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その日の主要な品目の卸売予定数量</li> <li>二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格</li> <li>三 月ごとの卸売をした物品の品名、数量及び卸売価格</li> <li>四 年ごとの仲卸業者及び売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額</li> <li>五 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金等がある場合には、月ごとにその種類、内容及びその額</li> </ul> <p>2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。</li> <li>二 前項第二号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。</li> <li>三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア せり売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）</li> <li>イ 相対の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）</li> <li>ウ 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該買受人に対する卸売</li> <li>エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売（市場外保管場所においてするものを除く。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の実態を把握するため。</li> </ul>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
<p>売買取引の結果等の知事への報告</p>		<p>(第20条)                      3 第1項に掲げる事項の報告の時期及び様式は、次に定めるところにより行わなければならない。                      一 第1項第一号に掲げる事項にあつては、知事の指定する時刻までに別記第17号様式又は第18号様式による卸売予定数量等報告書によってしなければならない。                      二 第1項第二号に掲げる事項にあつては、その物品の販売終了後直ちに別記第19号様式、第20号様式又は第21号様式による販売結果報告書によってしなければならない。                      三 第1項第三号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに前月分を別記第22号様式又は第23号様式による売上高月計表によってしなければならない。                      四 前号の報告において、例年の同期間における入荷数量及び価格と比較して著しい変更を生じた物品については、その理由を付記しなければならない。                      五 第1項第四号に掲げる事項にあつては、毎年2月末日までに前年分を報告しなければならない。                      六 第1項第五号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに前月分を別記第24号様式、第25号様式若しくは第26号様式による出荷奨励金交付実績報告書又は第27号様式、第28号様式若しくは第29号様式による完納奨励金交付実績報告書によってしなければならない。</p>	
<p>卸売の記録の提出</p>	<p>(第34条)                      卸売業者は、取扱品目に属する物品の卸売をしたときは、当該物品の品名、数量その他規則で定める事項を記録しなければならない。                      2 知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、前項の記録を提出させることができる。                      3 前項の規定による記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。</p>	<p>(第21条)                      条例第34条第1項の規定により記録しなければならない事項は、次のとおりとする。                      一 卸売をした物品の品名、性別（食肉に限る。）、産地、出荷者、等級、数量、単価（せり売若しくは入札又は相対取引による販売価格の単価とする。）及び買受人                      二 その他知事が別に定める事項</p>	<p>・売買取引の実態を把握するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止	<p>(第38条) 知事は、人の健康を損なうおそれのある物品が市場に搬入されることがないように努めなければならない。</p> <p>2 何人も、人の健康を損なうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 知事は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。</p>		<p>・卸売市場における安全・安心を確保するため。</p>
売買取引の制限	<p>(第39条) 知事は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認められるときは、その売買（卸売業者にあつては委託の引受けを含む。）の差止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p>		<p>・卸売市場における公正な取引を確保するため。</p>
決済の確保	<p>(第28条) 2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又はこれらの団体と決済に関して契約等を締結したときは、その内容を速やかに知事に届け出なければならない。当該契約等の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>4 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払を怠ったときは、速やかに知事に届け出なければならない。</p> <p>(第29条) 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、残高試算表を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(第15条) 5 条例第29条第3項に規定する残高試算表は、別記第12号様式により、毎月10日までに前月分を知事に提出しなければならない。</p>	<p>・売買取引の実態を把握するため。</p> <p>・卸売業者の財務の状況を把握するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
せり人の届出	<p>(第35条) 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人について、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、受理した日から30日以内に、届出のあったせり人に対して、せり人証を交付しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、知事が行う市場業務に係る法令等に関する講習をあらかじめせり人に受講させなければならない。</p> <p>4 せり人は、せり売の業務に従事するときは、せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。</p> <p>5 卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなった場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(第22条) 条例第35条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第30号様式によるせり人届出書に、別記第2号様式によるせり人の履歴書及び写真を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の名称 二 せり人の氏名、生年月日及び住所 三 せり人がせりを行う市場及び取扱品目</p> <p>(第23条) 条例第35条第4項に規定する規則で定める記章は、別記第31号様式によるものとする。</p> <p>2 せり人は、せり売の業務に従事するときは、氏名を買受人に明示しなければならない。</p> <p>(第24条) 条例第35条第5項の届出は、別記第32号様式によるせり人廃止届出書によってしなければならない。</p>	<p>・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</p>
仲卸業者の事業報告書の提出	<p>(第37条) 仲卸業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書を当該日から起算して90日を経過する日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>一 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日 二 個人である仲卸業者 毎年12月31日</p>	<p>(第26条) 条例第37条に規定する事業報告書は、別記第35号様式及び当該様式に掲げる添付書類をもつて作成しなければならない。</p>	<p>・仲卸業者の財務の状況等を把握するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
<p>売買参加者の承認</p>	<p>(第12条)                  売買参加者になろうとする者は、知事の承認を受けなければならない。                  2 前項の承認は、市場及び取扱品目ごとに行う。                  3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。                  4 知事は、第1項の承認の申請が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。                  一 申請者が、申請前に市場の売買参加者の承認の取消しを受けたことのない者（取消しの日から起算して1年を経過した者を含む。）であること。                  二 申請者が卸売の相手方として必要な資力、信用、知識及び経験を有するものであること。                  三 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。                  四 申請者が暴力団員等をその業務に従事させておらず、かつ、その業務の補助者として使用していないこと。                  五 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていないものであると認められること。</p>	<p>(第6条)                  条例第12条第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第5号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。                  一 氏名又は名称及び住所                  二 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名                  三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目                  2 前項の売買参加者承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。                  一 申請者が個人である場合                  ア 履歴書（別記第2号様式）                  イ 資産調書（別記第6号様式）                  ウ 住民票の写し                  エ 区市町村長の発行する身分証明書                  オ 印鑑証明書                  カ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7号様式）                  キ 申請者が条例第12条第4項第三号から第五号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面（別記第8号様式）                  ク 申請者の写真                  二 申請者が法人である場合                  ア 定款又は規約                  イ 登記事項証明書                  ウ 貸借対照表                  エ 損益計算書                  オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（別記第7号様式）                  カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第9号様式）                  キ 役員名簿（別記第10号様式）                  ク 法人の代表者の印鑑証明書                  ケ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書（別記第2号様式）及び写真</p>	<p>・せり売、入札による卸売について、一定のノウハウ等を有する者により円滑に行うため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその設定理由について

項 目	東京都中央卸売市場条例	東京都中央卸売市場条例施行規則	設定理由
売買参加者の承認		<p>コ 業務を執行する役員が条例第12条第4項第三号から第五号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面（別記第8号様式）</p> <p>3 第1項の承認について、知事は、適正かつ健全な取引を確保するため必要に応じ、市場関係者の意見を聴くことができる。</p>	
開場の期日 市場休業日	<p>(第5条) 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。 2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、それぞれその市場における業務を行わなければならない。 3 やむを得ない理由により、仲卸業者又は関連事業者が前項の業務を行うことができない場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>(第6条) 市場の休業日は、市場の取扱品目ごとに、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。）の意見を聴いて、知事が定める。ただし、休業日に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその市場における業務（卸売の業務にあつては、せり売又は入札の方法による卸売を除く。）を行うことを妨げるものではない。 2 知事は、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。</p>		<p>・東京の卸売市場は、多数の市場や卸売業者が存在することから、全体として適切な市場機能を確保するため。</p>
品質管理	<p>(第41条) 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、食品衛生法その他関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。</p> <p>(第42条) 知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全の確保及び衛生管理の向上を図るための体制の整備に努めなければならない。</p>		<p>・卸売市場における適正な品質管理を確保するため。</p>